

ご存知ですか？

「障害者虐待防止法」

障がい者が安心して暮らせる社会へ



障がいのある人への虐待は、法律で禁止されています

「障害者虐待防止法」は、障がい者が虐待によって、権利や尊厳をおびやかされることを防ぐために制定されました。障がい者への虐待に対しては法的な措置が取られるほか、わたしたち一人ひとりにも、虐待防止への正しい理解と行動が求められています。

- 障がいのある人に対して虐待をしてはいけません
- 虐待を発見した人には、通報をする義務があります
- 学校や病院には、虐待防止の義務があります

いぬ やま し
犬山市

障がいのある人たちが 虐待されているなんて、 本当なの!?



障がい者の暮らしを支援する公共施設やルールの整備が進み、バリアフリーやユニバーサルデザインなどへの意識が高まる一方で、障がい者に対する虐待事例の報告があとを絶ちません。その多くは、他人の目に触れにくい家庭や施設の内部で起こるために、認知や発見がされにくいのが現状です。また、「絶対にしてはいけないこと」「起こるはずのないこと」という思い込みによる見落としや無関心が、結果的に発覚の遅れにつながっている側面もあります。

障がい者とは…

- 身体機能に障がいがある(身体障がい)
- 知的な発達が遅れている(知的障がい)
- 精神疾患がある(精神障がい)・発達障がいがある
- その他、心身の機能障がいがある

これらの障がいと社会的障壁により日常生活や社会生活に制限を受ける人

※障害者手帳を持っていない人も含まれます。

障がい者虐待は こんなところで 起こっています!

家庭

養護者(世話をしている家族、親族、同居人)などによる虐待

施設

(障がい者の通所・入所施設) サービス従事者などによる虐待

職場

使用者(雇用主)や職員などによる虐待

障がい者虐待が発覚しにくい理由とは…

虐待する人

- しつけや教育の一環だと思っている
- けがや事故になりかねない行動障がいを抑制するために、「やむなく」してしまう
- 支援疲れやストレスに端を発して、本人に自覚がない



被害者

- 苦しみやつらさを自分で訴えられない
- 虐待されているという自覚・認識がない
- もっと虐待されてしまうという恐怖心から抵抗できない



第三者

- 家庭や施設などの閉ざされた空間で起こっているため気づかない
- 障がい者支援にたずさわるような人が虐待などするわけがないと思いついでいる
- おかしいのでは? と感じながらも、方法がわからず見て見ぬふりをしてしまう



ぼう りょく ぎゃく たい 暴力だけが「虐待」ではありません!

しょう しゃ たい ぎゃく たい つぎ しゅるい ぶんるい
障がい者に対する虐待は、次の5種類に分類されます。

身体的虐待

- 殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける
- 熱いものや辛いものを無理やり食べさせる
- 戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄などで縛る

性的虐待

- 性的暴力、性的行為の強要
- 性器や性交、ポルノ雑誌や映像を無理やり見せる
- 障がい者をポルノに出演させる

心理的虐待

- 「バカ」「アホ」など侮辱する言葉を浴びせる
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 差別的な扱いをして自尊心を傷つける

ネグレクト

いしきてき ほうき
(意識的に放棄する)

- 食事を与えない
- 必要な治療や衛生管理(通院、着替え、入浴、掃除など)を怠る
- 学校へ行かせない

経済的虐待

- 給料を規定通り支払わない
- 障害年金を渡さない
- 預貯金を本人の意思に反して使用する



こんなサインを見逃さないで!

ぎゃく たい ほんにん じ かく しょう しゃ じ しん もう で めずら
虐待をしても本人にその自覚がなかったり、障がい者自身が申し出ないケースも珍しくありません。周囲の人たちが注意深く観察して、次のようなサインを見逃さないようにしましょう。

- ◆ 身体に小さな傷やあざが
ひんぱんに見られる



- ◆ 自傷や、かきむしりなど自らを傷つけるような行為が増える



- ◆ おびえた表情をよくしたり、急に不安がったりする

- ◆ 急に周りの人に対して攻撃的になる

- ◆ 不自然な歩き方をしたり、座位を保つことが困難になる



- ◆ 髪や爪が伸びたままだったり、服装がいつも同じだったりする



- ◆ 人目を避けたり、ひとりで過ごす時間が増えるようになる



- ◆ 空腹をひんぱんに訴えたり、食事をとって見えないように見える

- ◆ 年金等の収入があるはずなのに、お金がないと訴える



被害の拡大を食い止めるために

あなたの通報が、 早期発見・早期対応につながります！

障がい者虐待の現場を一般の人が目にすることは少ないでしょう。そのため、「まさか」「気のせいではないか」とやりすごしてしまい、結果として発見が遅れてしまうことは少なくありません。早期発見のためには、「もしかして？」という、いわゆる「グレーゾーン」の状況での通報が大切です。



- 虐待を発見した場合は、国民のだれもが通報の義務を負っています。
- 通報者の秘密は守られます。

通報の窓口は、市区町村になります

法律の施行に伴って、各市区町村に「障害者虐待防止センター」が設置されます。そのほか、都道府県や市区町村の障がい者担当窓口、社会福祉協議会、民生委員などに連絡してもつないでくれます。



● 虐待の通報窓口（障害者虐待防止センター） ●

犬山市役所 福祉課 障害者担当

☎ 0568-44-0321 8:30~17:15 (土日祝除く)

☎ 0568-61-1800 上記の時間以外